

京都府立大学学術振興基金運営委員会規程

(平成25年京都府立大学規程第3号)

(目的)

第1条 この規程は、京都府立大学学術振興基金管理運営規程（以下「管理運営規程」という。）第3条第1項に基づき設置された京都府立大学学術振興基金運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌業務)

第2条 運営委員会は、京都府立大学学術振興基金の行う事業について、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の計画策定に関する事項
- (2) 事業の実施運営に関する事項
- (3) その他運営委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 文学部長、公共政策学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が必要と認める者

2 運営委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、必要の都度、運営委員会を開催し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(運営委員会の定足数等)

第5条 運営委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、運営委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(助成部)

第7条 運営委員会は、管理運営規程第2条第1項各号に定める事業について審議するため、必要に応じて助成部を置く。

2 助成部会の構成等については、別に定める。

(運営委員会の事務)

第8条 運営委員会の事務は、京都府立大学事務局企画・地域連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。